

退職薬剤師への服薬指導

現役薬剤師や医師への服薬指導の際には指導料を算定しないのが一般的になっています。それは十分な薬に関する知識が備わっているためで、指導料を算定してしまうとそれだけ微々たるとは言え医療保険料の無駄使いになってしまうからという理由が考えられます。ただ服薬指導相手が現役薬剤師か現役医師なのかを知る手段があるかの問題があります。たとえば逆の立場で自分の事を全く知らない薬局へ行き処方箋を提出する際に「私は現役薬剤師だから指導は不要で指導料も算定しなくて良いです」と堂々と言える薬剤師は10名中何人いるのでしょうか？ちなみに私は薬手帳に職業欄を勝手に作り「薬剤師」と書いています。一方で最初から現場に入っていないペーパー薬剤師や現役を辞めた薬剤師の場合ではどうでしょうか？ペーパー薬剤師に対しては一般の人と同様に指導料を算定しても問題は無いと思いますが、現役を辞めた薬剤師への服薬指導の場合は指導料をいつから算定してよいのでしょうか？

1) ある高齢薬剤師の例

私より先輩の薬剤師で服薬指導を受ける際に色々なことを質問して若手の薬剤師を困らせるのを楽しみにしているような人もいますが、そのような人は例外として一般に退職すると現在の医療の流れから離れ、また新薬の存在も知らないケースが増えてきます。また加齢に伴い昔自分が取り扱っていたはずの薬の名前も思い出せなくなるでしょう。当然、相互作用や副作用の知識も薄くなっていきますし新たな相互作用や副作用も増えているでしょう。まず新薬が処方された時が指導料を算定する機会と思います。ただ一般に薬剤師は自尊心が高く、かつ先輩にあたる薬剤師が対象と思われるので指導料を算定する際にも下手に出る必要があると思います。言葉使いも慎重になる必要があるでしょう。たとえば「今回、新薬が処方されています。詳しく説明させて頂きたいと思いますが、この際にこれまで算定してこなかった指導料を算定させて頂きますがよろしいでしょうか？」と。さらに言えば新規の副作用や相互作用が報告された時点でも同様に指導料算定の機会にして良いでしょう。皆さんはどのように対応されているのでしょうか？ちなみに私の場合は遠慮無く算定して頂いて結構ですと言ってはいますが…

2) もう一つの薬の専門家と自負する職業の人

ずいぶんと昔の話になりますがかつて配置薬業(富山県では売薬さんとして有名)をしていたという高齢男性が患者として来られ服薬指導をしようとするので配置薬を取り扱っていたから薬の知識は十分にあるので服薬指導は不要だから会計を早くしてくれと言われたことがあります。医療用の薬は配置薬とは違うので簡単に説明させてくださいと言うと機嫌を損なわれた雰囲気になりました。後年、県外の配置薬業者さん達に登録販売者試験用の学習講演を何年かにわたり実施したのですが配置薬業者さんが扱える医薬品は登録販売者と同じで第2類、第3類医薬品になります。したがって第1類医薬品や医療用の薬の知識についてはあまり無い印象がありました。先の患者さんも特定の医療用の薬については詳しくはたぶんありませんが、どのような知識ベースを持っているかが分からない以上、粛々と薬剤師としての業務を果たすべきだと思ったものです。

【ここで問題】 服薬指導を拒む患者さんへの対応：保険調剤が完結するには調剤や服薬指導を含む一連の流れが保険適応の条件になるので服薬指導を拒んだ場合は保険適応外となり全体が実費となるため支払いが高くなりますがそれでも良いですか？と患者さんに伝えるのは有りか？ (終わり)